



カーボンフットプリント(CFP)

CFP宣言

登録番号：JR-AP-23002C

SuMPO環境ラベルプログラム

一般社団法人サステナブル経営推進機構

東京都千代田区内神田1-14-8

KANDA SQUARE GATE

<https://ecoleaf-label.jp>

株式会社 資生堂
Shiseido Company, Limited

エリクシール リフトモイスト ローション SP I (つめかえ用容器)
ELIXIR BOUNCING MOISTURE LOTION I (Refill container)



エリクシール リフトモイスト ローション SP I (つめかえ用)
ELIXIR BOUNCING MOISTURE LOTION I

算定単位

容器1個

算定対象段階

最終財 中間財

- ①容器包装原材料調達段階 ②容器包装製造段階
③容器包装輸送段階 ④廃棄・リサイクル

製品の型式、主要仕様・諸元

型式：化粧水容器(つめかえ用容器)

内容量150mL

商品サイズ幅82mm×高さ187mm×奥行き48mm

容器重量：0.007kg

A-1：下記をシリーズ製品として申請

エリクシール リフトモイスト ローション SP II (つめかえ用容器)

エリクシール リフトモイスト ローション SP III (つめかえ用容器)

エリクシール ブライトニング ローション WT I (つめかえ用容器)

エリクシール ブライトニング ローション WT II (つめかえ用容器)

エリクシール ブライトニング ローション WT III (つめかえ用容器)

登録番号

JR-AP-23002C

適用PCR番号

PA-253000-AP-04

PCR名

プラスチック製容器包装
Plastic Containers and Packaging

公開日

2023年6月9日

検証合格日

2023年5月29日

検証方式

個品別検証方式

検証番号

JV-AP-23002

検証有効期間

2028年5月28日

PCRレビューの実施

認定日等

2023年 1月 6日

委員長

神崎 昌之

一般社団法人サステナブル経営推進機構

第三者検証者*

外部検証員

browse 智子

ISO/TS14067に従った本宣言及びデータの独立した検証

内部

外部

*システム認証を受けた事業者内の検証の場合は、システム認証を行った審査員の名前を記載。

問い合わせ先

株式会社資生堂 〒105-8310 東京都港区東新橋1-6-2 代表番号 03-3572-5111

Shiseido Company, Limited 1-6-2, Higashi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105-8310, Japan

登録番号：JR-AP-23002C



カーボンフットプリント(CFP)

CFP宣言

登録番号：JR-AP-23002C

SuMPO環境ラベルプログラム

一般社団法人サステナブル経営推進機構

東京都千代田区内神田1-14-8

KANDA SQUARE GATE

<https://ecoleaf-label.jp>

①CFP算定結果

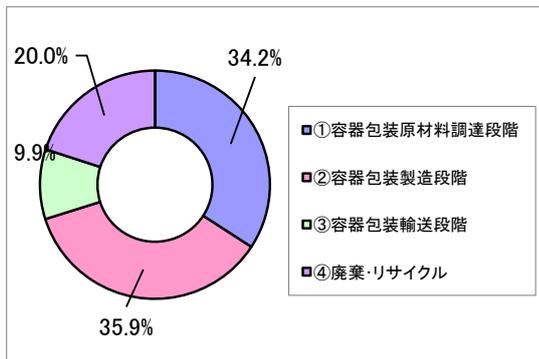
算定単位 容器1個

項目	数値	単位
CFP算定結果	57	g-CO₂eq
内訳	①容器包装原材料調達段階	20 g-CO ₂ eq
	②容器包装製造段階	21 g-CO ₂ eq
	③容器包装輸送段階	5.6 g-CO ₂ eq
	④廃棄・リサイクル	11 g-CO ₂ eq
数値表示	57	g-CO₂eq
表示単位：	容器1個	

※端数処理により、CFP算定結果と内訳の合計値は若干異なる場合があります。

③その他の環境関連情報

②算定結果に関する追加情報



A-1：代表製品名

エリクシール リフトモイスト ローション SP I (つめかえ用容器)

容器は同一で試算結果に影響ないため下記製品をシリーズ申請した

エリクシール リフトモイスト ローション SP II (つめかえ用容器)

エリクシール リフトモイスト ローション SP III (つめかえ用容器)

エリクシール ブライトニング ローション WT I (つめかえ用容器)

エリクシール ブライトニング ローション WT II (つめかえ用容器)

エリクシール ブライトニング ローション WT III (つめかえ用容器)

④CFP算定結果の解釈

・容器包装原材料調達段階の割合が約34%、容器包装製造段階の割合が約36%でした。本製品容器におけるプラスチック重量と、プラスチック重量に応じた成型などにかかわるエネルギー量が多くなるためだと考えられます。そのため環境負荷を減らすためにはプラスチック使用量を減らすことが重要と考えられます。算定対象容器は本体容器に対するつめかえ用の容器として販売されています。

・廃棄リサイクル工程の割合は約20%でした。この過程においては、プラスチックの焼却におけるCO₂排出量が多くを占めていました。

・容器包装輸送段階は割合としては低いですが、これは容器包装材や梱包材の輸送量が影響しているため、プラスチック使用量を減らすだけではなく、梱包材の数を減らすことも環境負荷を減らす一因となります。

・CFP算定にあたっては、原材料や梱包材等の重量以外の収集が困難であるデータ（成型など製造にかかわるエネルギー量など）については、二次データを利用しているため、当製品の特徴を反映していない場合もあります。そのため、この結果は概算値としてご利用ください。

⑤使用した二次データの考え方

IDEA v2.1.3 を使用した。

⑥備考

—

●データ算定の方法は、PCRおよび算定・宣言規程を参照してください。

●比較については、算定・宣言規程に規定された条件を満たした場合にしか認められません。

(参照先URL：<https://ecoleaf-label.jp/regulation/>)

●製品の提供により生じる気候変動以外のその他の潜在的な社会的／経済的／環境的影響の評価は行っていません。

登録番号：JR-AP-23002C